

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

平成30年7月豪雨に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の  
請求の取扱いについて

平成30年7月豪雨に伴い、「平成30年7月豪雨に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて（7月サービス提供分）」（平成30年8月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）により、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）における一次審査結果について、広島県、岡山県及び京都府においてエラーコードの一部を暫定的に「エラー」から「警告（重度）」に変更していたが、「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成30年7月14日付政令第211号）により示された行政上の権利利益の満了日の延長に関する期間が11月30日に満了したことを踏まえて、12月サービス提供分（1月請求分）から下記のとおり取り扱うこととするので、ご了知いただくとともに、管内市町村及び国保連への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

○ 「エラー」から「警告（重度）」に変更していたエラーコードのうち「エラー」に戻すもの

エラーコード	エラー内容
EG13	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません
EG88	資格: 受給者台帳の「障害支援区分」の期間が有効期間外です
EN21	資格: 請求額集計欄の「利用者負担額②」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません
EN24	資格: 請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳の「多子軽減対象区分」に応じた値と一致していません
EN25	資格: 請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が受給者台帳の給付費等の額の特例情報「都道府県等が定める額」と一致していません

※当該措置は広島県、岡山県及び京都府に限定したものであり、該当する府県以外の都道府県及び市町村においては、一次審査結果への影響は発生しない。